

福島第二原子力発電所における核物質防護に係る事案について

2021年5月19日

東京電力ホールディングス株式会社

■事案1：防護区域境界通路扉の不適切な管理（当社社員による発見）

- 2021年3月19日、当社の運転当直員が4号機の周辺防護区域*1と防護区域*2の境界における通路扉が核物質防護の観点から適切に管理されていない状態であることを確認しました。また、翌日、1号機においても、同様の通路扉が1箇所あることを確認しました。
- 当社は、上記事案を原子力規制庁に速やかに報告するとともに、ただちに当該通路扉に近づけないよう代替措置を講じた上で、通路扉を閉鎖する是正措置を実施いたしました。また、当該是正措置が妥当であることを、4月19日、原子力規制庁に確認いただきました。
- なお、当該通路扉は、通常、人の往来が殆ど無く、また、当該通路扉につながる周辺防護区域内に設置された扉は、放射線管理上、常時施錠管理されており、破壊された痕跡もないことを当社にて確認しております。

■事案2：周辺防護区域から防護区域への再入域手続きの不備（原子力規制庁による指摘）

- 2021年3月23日、上記事案1に関して原子力規制検査を受ける中、当社は原子力規制庁から、入退域ゲートとは別に設置された周辺防護区域と防護区域の境界における管理された防護扉について、その扉から周辺防護区域に一時的に退域し、防護区域へ再入域する際に金属探知機による点検等の所定の手続きが十分に行われていない旨の指摘をいただきました（同様の箇所は各号機に存在）。
- 当社は、当該防護扉から入退域ができないよう出入り口を閉鎖する是正措置を速やかに実施し、3月24日に原子力規制庁に当該是正措置が妥当であることを確認いただきました。
- なお、当該防護扉につながる周辺防護区域内の通路の扉は、放射線管理上、常時施錠されており、破壊された痕跡もないことを当社にて確認しております。

■事案3:無効化済みのIDカードの紛失 (2021年2月19日 お知らせ済(内容を一部追記))

- 2021年2月16日、当社社員より会社に対して防護区域(中央制御室を除く)入域用IDカードを紛失した旨の報告がありました。これについては原子力規制庁に翌日、報告いたしました。また、当該カードについては、2016年4月に入域できない措置(無効化)を実施済みであることを確認しました。
- なお、2021年2月23日、当該カードは当該社員により発見されております。
- その後の原子力規制検査において、福島第二原子力発電所では、業務上不要となったIDカード(同発電所用)について回収を怠っていた旨、指摘をいただきました。
- なお、原子力規制庁の指摘を受け、当社は、業務上不要となったIDカードについて全て無効化措置を実施したうえで、回収などの措置を実施しております。

*1 周辺防護区域

防護区域(*2)における特定核燃料物質の防護をより確実に行うため、防護区域の周辺に定める区域

*2 防護区域

特定核燃料物質の防護のための区域

以 上